

動物用医薬部外品製造販売業許可証

氏名又は
名称 株式会社ミリオナ化粧品

主たる機能を
有する事務所
の所在地 大阪府東大阪市加納3丁目14-32

主たる機能を
有する事務所
の名称 株式会社ミリオナ化粧品

許可の
有効期間 令和5年7月3日から
令和10年7月2日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定により許可を受けた動物用医薬部外品の製造販売業者であることを証する。

農林水産大臣 野村 哲郎

農林水産省指令 5 近消第 184 号

大阪府大阪市中央区本町三丁目 5 番 7 号
株式会社ミリオナ化粧品
代表取締役 阪本 雅哉

令和 5 年 5 月 25 日付けで申請のあった動物用医薬部外品製造販売業の許可申請については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり許可する。

農林水産大臣 野村 哲郎

記

許可番号	
主たる機能を有する事務所の所在地	大阪府東大阪市加納 3 丁目 14-32
主たる機能を有する事務所の名称	株式会社ミリオナ化粧品
許可の種類	動物用医薬部外品製造販売業許可